



たじま法律事務所

〒108-0074 東京都港区高輪 2-16-2 高輪 U501

03-6450-2497

税理士・会計事務所向け法律顧問サービスのご案内

「顧問先から質問された法律的なことについて弁護士に聞きたいけど、面談相談を申し込むのは面倒だしコストもかかる。」と思ったことはありませんか？

顧問先の経営者が抱く法律的な疑問は、電話やメールでの法律相談で解決することが少なくありません。しかし、通常法律事務所は、電話やメールでの相談は、顧問契約を結んだ会社しか受け付けていません。また、法律顧問料は月々5万円～が相場で、私も通常はその値段でやっております。

ですが、私は税理士・会計士の先生の「気軽に相談できるパートナー弁護士としてお役に立ちたい」と強く思い、この法律顧問サービスを始めました。また、会社の周りにはいる士業が連携することは顧問先企業にとっても大切なことです。

現在、多くの先生方から、「本業に集中できるようになった」「顧問先からの信頼も増した」とご好評いただいております。

先生のパートナーとして仕事ができることを楽しみにしております。

【顧問料】 月額5000円＋消費税

【内 容】 電話及びメールでの法律相談（時間無制限）

- ・相談は先生ご本人及び事務所の職員の方も含まれます。
- ・電話及びメールでの法律相談の後、事案によって直接面談にて顧問先からヒアリングの必要がある場合は別途（1時間1万5000円（税別））。ただし、面談後受任する場合は相談料不要。
- ・受任する場合は、契約の前に弁護士費用の見積もりをお出しします。
- ・ホームページ等に顧問弁護士として掲載OK

【私の得意分野】

私の得意分野は、①契約書作成・チェック、②相続、③労務問題です。

① 契約書作成・チェック

- ・取引先との間で契約書を作成していますか？契約書がないのは何も約束していないことと同じです。
- ・先方が作成してきた契約書にそのまま押印していませんか？先方が作成した契約書は先方に有利、貴社に不利なように作られていることがあります。弁護士がそれをチェックして、修正します。

② 相続

- ・「争族」にならないためにできる事前準備をアドバイスします。
- ・揉めた場合もまずは話し合いがまとまるように交渉します。
- ・遺産分割調停を通じて相続人に笑顔が戻るようベストを尽くします。

③ 労務問題

- ・雇用契約書を作成していますか？内容に法律的な漏れはありませんか？
- ・実際の勤務実態と就業規則にズレはありませんか？弁護士は万が一裁判になった場合の結論から逆算して、就業規則を見直します。
- ・「問題社員に辞めてもらいたいけど、どうしたらいいのか」
問題社員の辞めさせ方には手順があります、それを経ずに解雇すると、あとから訴えられて、高い授業料を払うことになってしまいます。